

2027（令和 9）年度一般公募事業規程 変更点

2027（令和 9）年度より、下記の点について変更いたしました。

- ①事業報告時の支出証拠書類（領収書等）の提出は原則求めないこととしました。
ただし、原本は助成団体で 5 か年保管し、財団が書類の提出を求めた場合、速やかに提出
いただくようお願いいたします。
- ②実施予定事業が複数ある場合、各事業ごとに申請・報告いただいておりますが、今回よ
り、全事業一括して申請・報告いただきます。
それに伴い、申請書類・報告書類の様式を刷新しましたので、システムからダウンロー
ドいただき、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
*複数の事業について助成決定を受けた場合、助成金は、助成決定を受けた事業ごとに
使用してください。一つの事業で生じた助成金の残額を、他の事業の経費に充当して
はいけません。
- ③各採択事業について返金額が生じた場合は、その返金額を合計し、当財団が全採択事業
の報告内容を確認した後、団体単位で一括して当財団へ返金いただきます。